

実務対応報告公開草案第 52 号

**「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い案）」
へのコメント**

企業会計基準委員会 御中

平成 29 年 7 月 10 日
みやこキャピタル株式会社

当社は、このたび公表されました実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」等に対して、以下のとおりコメントを申し上げます。

質問 1～2 に対して、同意しません。

<理由>

従業員等が自由意志により取得を行う「投資」として本制度を理解している。本制度を活用する際には、信頼のおける第三者評価機関を選定、その評価機関の算出した評価結果をもって監査法人とも協議・確認の上導入しており、実際に公正価値相当額の金銭の払込も受けて発行していることから、資本取引であり、報酬性は全くないと考える。

なお、勤務条件の取扱いについて、本公開草案では、勤務条件の有無に関わらず、報酬として認識する内容となっているが、これは IFRS の観点からみれば、GAAP 差を広げてしまうことが明白と考える。本来は IFRS へのコンバージェンスが大前提であるにも関わらず、主旨に逆行し GAAP 差を明らかに広げるローカルルールを新たに制定することは理解できない。

以上